

# まちづくり活動支援交付金事業プレゼンテーションの概要

## 《申請団体への説明内容》

申請された事業は、「米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会」（学識経験者、市民活動団体関係者など）が審査を行い、その結果を基に市長が交付団体を決定いたします。

審査会では、申請書提出団体から事業内容の説明発表を行っていただきますが、発表は次の手順で行います。

### 1. プレゼンテーションの手順

- ①プレゼンテーションの順番は、原則として活動コースごとに申請書を事務局（地域振興課）に提出された順番とします。
- ②プレゼンテーションは、原則公開で行います。
- ③申請書提出団体から事業内容について、6分以内で発表してください。  
※5分経過時点で、事務局が合図します。発表のまとめにはいってください。  
※6分経過時点で事務局が合図します。発表の途中であっても終了としますので、時間内で工夫して発表してください。
- ④発表のあと審査委員から質問することがありますので、簡潔に回答してください。  
質疑の時間は、概ね7分とします。
- ⑤1団体の所要時間は、審査委員が評価表をまとめる時間も含め、概ね20分とします。
- ⑥発表者の人数は問いません。
- ⑦発表終了後は、お帰りになってかまいません。
- ⑧後日、市長が交付団体を決定し、応募団体にその結果をお知らせします。  
（6月下旬の予定。後日、皆様にご連絡します。）

### 2. プレゼンテーションの開催日と場所

期日： 令和2年6月12日（金）

場所： 米子市役所401会議室（本庁舎4階）

※各団体の審査開始予定時間などについては、別紙〈申請事業一覧及びプレゼンテーションスケジュール〉でご確認ください。

※審査開始予定時間の15分前までに会場受付までお出かけください。発表の準備が整いましたら係員がお迎えに上がりますので、それまでは受付付近にてお待ちください。

※駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。駐車券無料化の手続きをさせていただきます。

### 3. その他

- ①プレゼンテーションの資料は、申請いただいた書類一式（白黒のコピー）となります。事務局で準備し、事前に審査委員の皆さんにお渡ししますので、発表者の方で準備される必要はありません。  
その他にプレゼンテーション用の資料を独自に準備される場合には、発表者の方でご準備いただき、前日までに18部を担当までご持参ください。
- ②パワーポイントを使用してのプレゼンテーションも可能です。その場合には、前日までに、下記の担当まで事前にデータをお渡しください。
- ③発表の様子を写真に撮らせていただきます。原則、記録用ですが、ホームページ等に掲載する場合がありますのでご了承ください。なお、写真掲載に同意していただけない場合には、事務局にお知らせください。

ご不明な点は、米子市役所 地域振興課へお問い合わせください。

電話：23-5371（担当者：本干尾・野津<sup>もとほしお</sup>）